

「平成 28 年 8 月 4 日～9 月 7 日に愛媛県福祉総合支援センターが一時保護したこと（28 福支第 750 号）への審査請求に対して福祉総合支援センターが作成した弁明書及び添付資料」部分公開決定

第 1 審査会の結論

平成 29 年 12 月 4 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 29 年 11 月 7 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「28 福支第 750 号による平成 28 年 8 月 4 日～9 月 7 日に愛媛県福祉総合支援センターが一時保護したことへの審査請求に対して福祉総合支援センターが作成した弁明書及び添付資料」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し平成 29 年 11 月 17 日付けで、期間を平成 29 年 12 月 6 日まで延長のうえ、同年 12 月 4 日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、① 特定の個人が識別できる情報、② 個別法により守秘義務が課されている情報及び③ 県の機関内部における審議等に関する情報で、理由は、① 個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当、② 児童福祉法第 61 条及び児童虐待防止法第 7 条により守秘義務が課されているため、条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当並びに③ 率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、また、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に該当するというものである。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 30 年 3 月 2 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）

平成 28 年 8 月 4 日から同年 9 月 7 日に福祉総合支援センターが行った一時保護に対する審査請求に関して、福祉総合支援センターが作成した次の文書

- (1) 弁明書（平成 28 年 8 月 18 日付け 28 福支第 803 号）
- (2) 弁明書の添付書類
 - ① 乙第 1 号証（経過報告書）
 - ② 乙第 2 号証（相談受付・処理状況表）
 - ③ 乙第 3 号証（児童通告書）
 - ④ 乙第 4 号証（児童虐待通告書）
 - ⑤ 乙第 5 号証（児童通告書（要保護））
 - ⑥ 乙第 6 号証（児童通告書（要保護））
 - ⑦ 乙第 7 号証（一時保護委託決定通知書）
 - ⑧ 児童記録票

2 本件公文書のうち非公開とした部分及び理由

(1) 個人に関する情報（条例第 7 条第 2 項第 1 号）

① 非公開とした部分

弁明書及び弁明書の添付書類に記載されている氏名等の個人に関する全ての情報

② 非公開とした理由

条例第 7 条第 2 項第 1 号ただし書きアの「法令等の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及びイの「人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報」のいずれにも該当すると認められないこと、また、請求者本人やその家族に関する情報であっても、他者から請求があった場合と同様の決定がなされるべきであることから、非公開とした。

(2) 法令秘匿情報（条例第 7 条第 2 項第 3 号）

① 非公開とした部分

乙第 1 号証、乙第 2 号証、乙第 3 号証、乙第 4 号証、乙第 5 号証、乙第 6 号証、児童記録票

② 非公開とした理由

- ・ 乙第 1 号証、乙第 2 号証及び児童記録票中の受付や対応等の記録は、児童相談における相談等に関する情報であり、児童福祉法第 61 条において「**児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する**」と規定されており、これを公開するだけの正当な理由は認められないことから非公開とした。
- ・ 乙第 3 号証、乙第 4 号証、乙第 5 号証、乙第 6 号証は、児童福祉法第 25 条に基づく通告であり、上記と同様、児童福祉法第 61 条で守秘義務が課せられている情報であり、これを公開するだけの正当な理由は認められないことから、非公開とした。
- ・ また、児童虐待の防止等に関する法律第 7 条において「**市町村、都道府県の設置**

する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」と規定されている。

(3) 審議、検討又は協議に関する情報（条例第7条第2項第5号）

① 非公開とした部分

弁明書第3「2事実経過」及び第5「2本件の場合(1)、(2)、(3)、(5)、(6)」、乙第1号証

② 非公開とした理由

実施機関が、支援すべき世帯の状況を的確に把握し、その状況に応じた適切な支援を行うため、面接・相談内容、関係機関と意見交換や協議した内容、実施機関内部での検討内容やその経緯等に関する情報であり、公にすることにより、請求者やその関係者から関係機関への圧力や干渉等が予想され、関係機関での業務の平穏が害され、又は、職員が萎縮することにより、必要とする情報の提供を拒まれたり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、非公開とした。

なお、一時保護解除後、審査請求人から実施機関が受信したメールは63件であり、1日に複数回受信した日も多くある。

(4) 事務又は事業に関する情報（条例第7条第2項第6号）

① 非公開とした部分

弁明書第3「2事実経過」及び第5「2本件の場合(1)、(2)、(3)、(5)、(6)」、乙第1号証

② 非公開とした理由

実施機関が、支援すべき世帯の状況を的確に把握し、その状況に応じた適切な支援を行うため、面接・相談内容、関係機関と意見交換や協議した内容、実施機関内部での検討内容やその経緯等に関する情報であり、公にすることにより、請求者やその関係者から関係機関への圧力や干渉等が予想され、関係機関での業務の平穏が害され、又は、職員が萎縮することにより、必要とする情報の提供を拒まれたり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、その結果、実施機関における業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とした。

なお、一時保護解除後、審査請求人から実施機関が受信したメールは63件であり、1日に複数回受信した日も多くある。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨（公開を求める理由）

審査請求人は、審査請求にかかる書面の内容全てを知りたいとして、黒塗りの公開を求めている。

2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する反論の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 反論書の趣旨

本案件は、『保護者の反対を押し切った行政権限による一時保護・行政措置の公文書公開』についてである。保護者が公文書公開をしようと思った理由は、一時保護は解除になったが、一時保護の目的を実施されず完了しない事および保護者が実施機関に問い合わせを続けても無視・放置が続いた事にはじまる。そして現在に至るまで、保護者は出来る限りのことをしたが、一時保護の理由説明・結果報告は十分に得られていない。即ち、一時保護は完了していない。

また、実施機関作成の個人情報には『本児は過度の精神的ストレスへの配慮を必要とする保護者からの報告』履歴が残っている。しかし、実施機関が実施した一時保護により過度の精神的ストレスによって能力・社会性等は大きく後退し、現在も回復の見込みが立たない。このことは、実施機関は『過度の精神的ストレスによる本児の後退の可能性』を知りながら、本児への過度のストレスを加え続け、本児の能力的・精神的成長を阻害しただけではなく、後退を促した。この点についても、保護者は実施機関より回答を得られず、本児への説明が出来ていない。

本案件は、行政措置によって本児に何が起きたかを明らかにし、少しでも本児が生きていきやすくなる配慮を目的としている。以上のことにより、弁明書内容は不適であると判断する。

(2) 反論理由

公開を求めているのは、一般個人名では無く、実施機関が本児および保護者家族に係る医療計画・保護計画等その過程における事務・連絡・協議・審議内容の公開、公人名・総合病院名等の公的機関名およびその対応方針決定根拠となる通報・連絡・協議・審議内容にある。

ア 個人情報に関する情報

保護者が求めているのは、一般個人名では無く、実施機関が行政処分を判断理由とした「その根拠理由となる公人名・総合病院等を含む公共機関名およびその協議審査等の文章」および「一時保護に係る公人名・総合病院等を含む公共機関名およびその協議審査等の文章」にある。本件に関して全く関係の無い第三者が求める場合はこの文書は適と考える。しかし、今回の請求は行政処分を行使された側、つまり当事者である保護者は、その過程を詳細に知る権利がある。

イ 法令秘匿情報

弁明書では、通報者に対しては秘匿義務があるとしている。しかし、実施機関が行政処分を科する過程において、家族からの情報提供を放置し、他者からの未確認通報内容のみで行政処分判断をおこなった可能性が著しく高い。保護者からの許諾もなく情報共有する公的人などの場合はその内容を公開すべきである。

ウ 審議、検討又は協議に関する情報

奉職者である県職員が行う業務は、法令に従い正しく公平に行われなければならない。当然公文書記載においても不公平な記載をしてはならない。保護者は、県職員が奉職者として正しき知識・判断で記載が行われているものとする。審議、検討又は協議に関する情報の公開は、保護者が懸念する疑問点・問題を解決・理解する一つの情報である。したがって、その公開は何ら問題ない。

エ 事務又は事業に関する情報

保護者が求めているのは情報の確認である。今回の一時保護に関係した実施機関を除く関係機関のほとんどから情報確認に対して回答を頂いている。奉職者として法令に従い業務を行っているのであれば、事務又は事業に関する情報を公開することになんら支障はない。また、県職員により業務を法令に従い正しく処理されているはずであることにより、職員が萎縮するとは考えられず、業務に対して誇りを持って対応している県職員であればなんら臆することなく公開できる。

オ 補足

本案件「一時保護に関する公文書公開」は、多くが黒塗りとなっている。また、弁明書には公文書・非公開理由と無関係な内容が記載されている。保護者が、弁明書記載が公文書・非公開理由と全く異なる理由等について、作成機関に問い合わせを続けたが、回答を得られることはなかった。即ち、保護者は弁明書作成者に対し「反論情報作成の妨害の可能性」と判断している。

本案件の一時保護は、「厚労省の指針に則って実施」と、実施機関作成の個人情報に明記されている。即ち、黒塗りとするべきは、「本児と家族に関する個人情報」のみであり、それ以外は全て公開すべきである。また、医療ネグレクト通告書に関しては、通告者は〇〇署と学校長（在籍時）です。一般人からの〇〇署への医療ネグレクト通告者名は、非公開とすべきである。しかし、〇〇署と学校長は公人であるため、開示すべきである。さらに保護者は学校長より、医療ネグレクトの通告に関しては「実施機関に確認してほしい」と文書回答を得ている。その点からも、学校長提出の医療ネグレクトは開示されるべきである。

以上、非開示とするべきは、本児と家族の個人情報のみであり、それ以外は全て開示が適切である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「平成28年8月4日～9月7日に愛媛県福祉総合支援センターが実施した一時保護（28福支第750号）」に対する行政不服審査法に基づく審査請求において、実施機関である「福祉総合支援センターが作成した弁明書及び添付資料」である。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分は、①特定の個人が識別できる情報、②個別法により守秘義務が課されている情報及び③県の機関内部における審議等に関する情報で、理由は、①個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2項第1号に該当、②児童福祉法第61条及び児童虐待防止法第7条により守秘義務が課されているため、条例第7条第2項第3号に該当及び③率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、また、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第5号及び第6号に該当するというものである。

これに対し、審査請求人は、「黒塗りとするべきは、「本児と家族に関する個人情報」のみであり、それ以外は全て公開すべき」と主張しており、主張の異なる②及び③の部分について、その妥当性を検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

上記②及び③の「個別法により守秘義務が課されている情報」及び「県の機関内部における審議等に関する情報」について、実施機関では、非公開とした理由を以下のとおり説明している。

○「個別法により守秘義務が課されている情報」について

「弁明書の添付書類に記載されている内容」で、児童相談における相談等に関する情報や児童福祉法第25条に基づく通告者など、児童福祉法第61条及び児童虐待の防止等に関する法律第7条により守秘義務が課されている部分については、条例第7条第2項第3号に該当することから、非公開とした。

○「県の機関内部における審議等に関する情報」について

「弁明書に記載されている内容」で、実施機関が、支援すべき世帯の状況を的確に把握し、その状況に応じた適切な支援を行うため、面接・相談内容、関係機関と意見交換や協議した内容、実施機関内部での検討内容やその経緯等に関する情報については、公にすることにより、請求者やその関係者から関係機関への圧力や干渉等が予想され、関係機関での業務の平穏が害され、又は、職員が萎縮することにより、必要とする情報の提供を拒まれたり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、その結果、実施機関における業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とした。

一方、審査請求人は、本件一時保護に関与した公共機関名と関係機関内部での協議審査等の内容を明らかにするよう求めているところであるが、当審査会において見分したところ、弁明書の添付資料の記録内容や通告者等は、児童福祉法第61条及び児童虐待の防止等に関する法律第7条による守秘義務が課されており、法令等の規定により公にすることができない情報は公開しないことを規定した条例第7条第2項第3号に該当する。また、弁明書に記載されている県の機関内部における審議等の内容についても、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるほか、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれが認められるため、条例第7条第2項第5号及び第6号に該当するとして非公開とした実施機関の決定は妥当なものと判断する。

なお、審査請求人は、「当事者の知る権利」を主張し公開を求めているが、条例第5条には、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開を請求することができる。」とあり、「公開請求権は、何人に対しても等しく認める権利であることから、公開請求者が誰であるかによって、公開・非公開の判断が左右されるものではない」と解されていることから、審査請求人のこの主張は、情報公開条例においては容認されず、本件処分に係る当審査会の判断に何ら影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年3月28日	諮問、実施機関から弁明書を受理
平成30年4月4日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
平成30年10月22日	審査会（第1回審議）
平成30年12月18日	審査会（第2回審議）
平成31年2月12日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	

